

岩手県医療局管理規程第1号

医療局病院施設管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月8日

岩手県医療局長 小原重幸

医療局病院施設管理規程の一部を改正する規程

医療局病院施設管理規程（平成15年岩手県医療局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第1号（第3条関係） [略] 氏名 <u>㊟</u> [略]	様式第1号（第3条関係） [略] 氏名 [略]
様式第3号（第4条関係） [略] 氏名 <u>㊟</u> [略]	様式第3号（第4条関係） [略] 氏名 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- この規程による改正後の医療局病院施設管理規程に定める様式は、この規程の施行の日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。